

定住自立圏の形成に関する協定書

刈谷市（以下「甲」という。）及び東浦町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担して生活の安心感及び利便性の向上に資する都市機能及び生活機能の充実を図り、圏域全体のつながりを強め、並びに郷土への魅力及び誇りを創出することにより、豊かに暮らすことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、及び別表に掲げる分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（事務執行に当たっての連携及び協力並びに費用負担）

第3条 前条の取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項の事務執行に当たり必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、その都度甲及び乙が協議して負担割合を定めるものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議し、双方の合意の上、議会の議決を得るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲及び乙は、第4条に規定する期間満了前にこの協定を廃止しようとする場合は、議会の議決を得た上でその旨を相手方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、通告があった日から起算して2年を経過する日より前に協定期間が満了する場合は、当該期間満了日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の規定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 刈谷市東陽町一丁目1番地
刈谷市
刈谷市長 稲垣 武

乙 知多郡東浦町大字緒川字政所20番地
東浦町
東浦町長 神谷 明彦

別表（第2条関係）

分野	取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割	
生活機能の強化に関する分野	医療健康	病診連携の推進	中核医療機関と圏域内の診療所等との連携を強化することにより、医療環境等の充実を図る。	甲は、病診連携等の取組に対し、必要な支援を行う。 乙は、甲と連携して、病診連携等の取組に対し、必要な支援を行う。	
	福祉	福祉サービスの連携の推進	甲及び乙が連携し、障害者及び高齢者に対する福祉サービス並びに子育て支援の充実を図る。	甲は、乙と連携して、圏域の障害者及び高齢者に対する福祉サービス並びに子育て支援の質的向上に必要な事業を実施する。 乙は、甲と連携して、圏域の障害者及び高齢者に対する福祉サービス並びに子育て支援の質的向上に必要な事業を実施する。	
	教育文化	博物館等の入館の促進	博物館等にて開催する企画展のPRを相互に行うことにより、圏域住民の文化活動の活性化を図る。	甲は、乙と連携して、それぞれが設置する博物館等にて開催する企画展のPRを行う。	乙は、甲と連携して、それぞれが設置する博物館等にて開催する企画展のPRを行う。
		教育文化施設等の相互利用	教育文化施設等の相互利用を可能とし、圏域住民の利便性の向上並びに生涯学習及びスポーツの振興を図る。	甲は、甲が設置する教育文化施設等について、乙に在住する者の利用を可能とする。	乙は、乙が設置する教育文化施設等について、甲に在住する者の利用を可能とする。
		大学連携講座の開催	大学連携講座を開催し、圏域住民の知識の習得を促進するとともに、圏域住民の交流の活性化を図る。	甲は、甲の開催する大学連携講座について、乙に在住し、在勤し、又は在学する者が受講できるようにする。	乙は、甲の開催する大学連携講座について、乙に在住し、在勤し、又は在学する者に対して周知し、受講の促進を図る。
		図書等の相互貸出し	図書等の相互貸出しを可能とすることにより、圏域住民の利便性の向上を図る。	甲は、甲が設置する図書館で、乙に在住し、在勤し、又は在学する者の利用登録を可能とする。	乙は、乙が設置する図書館で、甲に在住し、在勤し、又は在学する者の利用登録を可能とする。

結びつきやネットワークの強化に関する分野	公共交通	行政バスの広域利用の推進	行政バス等の乗換拠点等を整備し、圏域内の移動しやすい路線網を構築することにより、利用者の利便性の向上を図る。	甲は、乙と連携して、主要な施設等への乗り入れ又は結節拠点の整備について検討を行う。	乙は、甲と連携して、主要な施設等への乗り入れ又は結節拠点の整備について検討を行う。
	観光	広域観光事業の推進	甲、乙及び観光協会等が連携し、圏域の観光案内及び地元物産品等のPRを行うことにより、観光の振興を図る。	甲は、乙と連携して、圏域の地域活性化を推進するため、圏域の魅力発信、観光情報発信等を実施する。	乙は、甲と連携して、圏域の地域活性化を推進するため、圏域の魅力発信、観光情報発信等を実施する。
	その他	道路及び河川の整備の推進	圏域の道路及び河川の整備に関する協議を行い、圏域生活の利便性及び防災機能の向上を図る。	甲は、圏域の道路及び河川に関し、必要な協議及び関係機関への要望に努め、整備の推進を図る。	乙は、甲と連携して、圏域の道路及び河川に関し、必要な協議及び関係機関への要望に努め、整備の推進を図る。
圏域マネジメント能力の強化に関する分野	共存協働	ボランティア活動等の支援体制の構築	情報の一元化、団体交流会等を通し、ボランティア活動等の活性化及びボランティア活動団体間の相互交流を図る。	甲は、乙と連携して、市民ボランティア活動情報サイトを管理運営し、及びイベント等を開催する。	乙は、甲と連携して、市民ボランティア活動情報サイトを管理運営し、及びイベント等を開催する。
	その他	職員合同研修会の開催	合同で研修会を開催することにより、新たな行政課題に対して広域的な視点で対応できる人材の育成を図る。	甲は、乙と連携し、職員合同研修会を開催する。	乙は、職員合同研修会の開催に協力する。
		共同調達の推進	圏域内における備品等を共同で調達することにより、自治体事務の効率化やコストの削減を図る。	甲は、乙と連携して、各種分野における共同調達について、効果的な取組を研究し、推進する。	乙は、甲と連携して、各種分野における共同調達について、効果的な取組を研究し、推進する。